

別紙

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

- Q. 入札参加資格停止措置期間の終了後に、業者から何か文書をもたらうようなことはしているのか。
- A. 文書等をもたらうようなことはしていない。入札参加資格停止措置の始めには、その業者に対し、入札参加資格停止通知書を出しており、また岐阜県のホームページには入札参加資格停止の期間や業者名等を全て公表している。
- Q. 入札参加資格停止措置を受けると、業者の評価が一定期間下がるようなことはあるのか。
- A. 土木一式工事については、岐阜県独自に主観点数というものを設けて業者を評価している。その中で、入札参加資格停止や建設業法上の監督処分を課された業者についてはマイナス評価をすることになっている。

【抽出事案に関する質疑応答】**1 公共道路改築事業 梅谷トンネル（池田工区）工事**

- Q. 談合情報はどのように提供されるのか。
- A. いろんなケースがあるが、今回の場合は新聞社へ郵送により談合情報があり、新聞社から発注機関である県へ情報が寄せられたものである。
- Q. 情報提供者は匿名か。
- A. 匿名である。
- Q. 匿名情報でも談合情報として取り扱うのか。
- A. 談合情報に値するかどうかについては、その情報を「岐阜県入札制度運営調査委員会」に報告して判断してもらうことになる。県では、談合情報対応マニュアルに沿って処理しているが、談合情報は匿名、実名を問わず調査の対象とすることとしている。
- Q. 再入札かそのまま契約するかは、何によって区分されるのか。
- A. 情報の信憑性、事情聴取、落札率、工事費内訳書の点検結果などから総合的に判断している。

2 公共緊急地方道路整備事業・県単地方特定道路整備事業（橋梁）

- Q. 落札率は何%か。
- A. 約97%である。
- Q. 落札率については、95%以上は談合の疑いがあるという人もいるが、県としてどの程度の水準が適正と考えるのか。また、基準はあるか。
- A. 岐阜県の平均落札率は95%程度であり全国の中間である。県としては契約金額が安価になることは大事だが、ダンピング受注などにより品質が低下することも危惧しなければならない。予定価格をシビアに積み上げているので、特に〇〇%が適正とは考えていない。

- Q. 積算に使用する単価の見直し期間は。
- A. 使用頻度の高い主要資材は毎月調査を実施し、価格変動がある場合には随時改定している。それ以外の一般資材についても、年2回の調査を実施している。労務単価については国、県が調査し決定している。
- Q. 落札率については積算がシビアであれば予定価格に接近する可能性もある。業者サイドも適正な利潤が発生しなければ、健全な業界の発展も望めない。安いばかりではなく適正なバランスが大事であり、その辺りを納税者にうまく説明する必要がある。
- A. ダumping問題も重大であり、安全な工事施工や品質の確保も重要な課題であると考えている。

3 鶏舎野鳥進入防止工事

- Q. 鳥インフルエンザ対策であり、緊急を要する工事とのことだが、事務手続きに1ヶ月くらいかかっている。もっとスピーディーにできる方法はなかったのか。
- A. 予算措置が伴うのでそれなりに時間が必要となる。補正予算で対応すればもっと時間を要したはずだが、手持ちの予算の枠内で、できる限り早い対応をした。

4 公共緊急地方道路整備事業B（県代行）【翌債】工事

- Q. 談合情報が寄せられ、再入札と判断した理由はなにか。
- A. 審議内容は公開しないが、この件は情報内容が具体的であったこと、落札率が高かったこと等から、岐阜県入札制度運営調査委員会において、談合の事実は確認できないが契約しないのが妥当という判断がなされ、県として契約を取り止め再入札を実施することとしたものである。
全業者を入れ替えたため、結果としてA等級業者は管外業者のみになった。
- Q. 指名業者20社全部を入れ替えたとのことだが、談合には全業者参加するのか、そのうちの一部か。
- A. 事情聴取や工事費内訳書の分析も行ったが、談合の事実は確認できなかった。
- Q. 指名業者総入れ替えはどこの判断か。
- A. 県の判断である。
- Q. 談合に加わっていない業者にとっては重い結果となるのではないか。
- A. 公共事業に厳しい目が向けられている現在、社会から厳しい対応が求められている。
- Q. 第1回目の入札時と予定価格、工期が違うのは何故か。
- A. 予定価格については、契約を取り止めたあとにコスト削減の観点から設計を見直した。工期については、当初申請中であった翌債の承認が得られたので工期は可能な限り設定した。

5 郡上高第2校舎屋上外壁庇改修・耐震補強電気設備工事

- Q. 入札を辞退している業者が1者あるが、辞退はよくあることなのか。
- A. よくあることではないが、辞退する業者はいる。
- Q. 入札日になって辞退を申し出たのか。
- A. 入札日より前に辞退届を受け取っている。
- Q. 辞退した業者分だけ指名業者を追加するようなことはしないのか。
- A. 追加などは行っていない。
- Q. 管内にA等級業者が18者おり、今回の工事発注にあたり、同規模の工事が2本あるため、

客観点数の上位者から交互に業者選定したとのことだが、18者あって15者参加するということは、残りの12者は他の圏域から指名したということか。

- A. 最下位者まで選んだが業者数が不足していたので、再び同じ管内A等級業者の上位へ戻り、同じ工事に重複しないよう、さらに交互に15者に達するまで選定した。
- Q. 岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領第5の建設工事に係る選定業者数によると、電気工事のA等級の選定業者数は15名以上となっているのだから、管内のA等級業者18者全てを指名するということは考えなかったのか。
- A. 15名以上の業者とすることもあるが、今回は15名としている。
- Q. 指名に先立ち、事実上業者に入札に参加する意思があるかどうかの打診はするのか。
- A. 意思確認はしていない。

6 復旧治山工事

- Q. 指名業者を選定した考え方で、「当該地域における工事の施工特性に精通しており工事实績のあるもの。」とされているが、選定した業者は過去に当該地域で工事の実績がある業者ということか。
- A. 過去に法面工事の実績がある業者である。
- Q. 今回の工事内容にある水抜ボーリングの実績は考慮していないのか。
- A. 選定した業者は、全て水抜ボーリングの施工ができる業者である。
- Q. 当初契約工期が平成16年3月20日までのものを、工期延期を行って施工していることのことだが、何か予期せぬ事態があったということか。
- A. 当該工事は下流と一体的に工事を発注する予定であったが、現地調査をしたところ上部については、地すべり性崩壊であることが判明した。このことから、先ず、影響のない下流を先行して発注し、当該工事箇所は追加調査で工法等の検討を行った後の発注となった。このために、当初発注が遅延し、工期延期の必要が生じたものである。
- Q. 東濃地域は地すべりの場所が結構多いと思うが、このような治山事業は毎年のようにあるものなのか。
- A. 治山事業ではそんなにない。当該地域は特に危険な場所である。
- Q. 当該工事の近くに民家や公共の施設はあるのか。
- A. 下流1.5km位のところに民家が67戸、水田が7ha、畑は1.1haある。土石流等の恐れがある危険な場所である。
- Q. 全体事業費はどの程度必要なのか。
- A. 2億5千万円程度を予定している。

7 送水本管塗膜損傷（排水設備その2）修繕工事

- Q. 予定価格は公表しているのか。
- A. 随意契約は予定価格の公表はしていない。
- Q. 随意契約の場合、見積書を徴収して、その見積書が適正な価格であれば、その価格をもって契約ということになるのか。
- A. 資材や工法の見積りを徴収する場合がある。県では、その資材や工法の見積りをもって積算し、業者が見積った金額が、県の決めた予定価格以内であれば、その業者と契約するということになる。

【そ の 他】

- Q. 入札金額の開きを注意して見ていたが、各社の入札金額が集中しているということは、何かがあったのではないかと疑われるのではないかと。落札率が90%後半にあるようなものは疑われる。実際、談合について業界の中では「談合のない工事はない」と言われる人がいる。入札金額にあまり開きがないということについて、どのように考えているのか。
- A. 岐阜県では、予定価格を公表しており、また積算についてもシビアに行っているため、入札参加業者としてはどこが採算の合うところかというのを積算して、競争の中でも高い価格で落札したいということも考えられる。
競争性や価格の妥当性等について、このような機会を通じて委員の皆様の意見を伺いたいと考えている。
- Q. 岐阜県建設工事発注標準の土木一式工事は総合点数で、それ以外の工事は客観点数となっているが、土木一式工事は総合点数とは、客観点数と主観点数の合計点数ということか。
- A. そうである。
客観点数は、建設業を営む業者が公共工事を受注する場合には、建設業法で定められている経営事項審査を受けなければならないとされており、経営規模や技術者数や完成工事高等の客観的な指標で各業者を評価したものである。
これに対して、発注者である県が独自に評価するものが主観点数であり、岐阜県では主観点数の評価項目として、ISO9000sやISO14001の認証取得状況、障害者雇用状況、入札参加資格停止状況や建設業法の監督処分状況、工事成績等があり、これを加点、減点して評価するのが主観点数であり、現在、土木一式工事で試行実施している。
主観点数については平成14年11月から導入しており、今年で3カ年が経過するというところで、見直しを検討したいと考えている。